

# 社会福祉法人心境荘苑定款

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又その有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営（施設入所支援事業）

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営（生活介護事業、短期入所事業、就労支援事業、共同生活援助事業）

(ロ) 相談支援事業の経営（特定相談事業、一般相談事業、障害児相談事業）

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人心境荘苑という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を奈良県宇陀市榛原笠間2540番地に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合

計4名で構成する。

- 3 評議員選任・解任委員会の委員は、理事会が選任する。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての、細則は、理事会において定める。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、選任候補者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の半数以上が出席し、かつ外部委員の半数以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の委員の任期は、4年とする。
- 8 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

(評議員の資格)

第7条 評議員の選任については、社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任する時まで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項の承認
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会とし、毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第14条 評議員会に議長を置き、議長は、その都度選任する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議に特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名及び議事録作成者がこれに記名押印しなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第19条 理事の選任については、社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 2 監事の選任については、社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、監事にはこの法人の理事（その親族その他の特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他の特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があるものであってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第25条 この法人に職員を置く。

2 この法人に苑長及び事務長を置く。

3 この法人の設置経営する施設の長及び事務次長を置く。

4 苑長、事務長、施設の長及び事務次長は、理事会において選任及び解任する。

5 前項以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 役員等の損害賠償責任の免除

(損害賠償責任の免除)

第26条 この法人は、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)以下「一般法人法」という。)第114条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、同法第113条第1項の規定により免除することの額を限度として理事会の決議により免除することができる。

2 この法人は、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般法人法第115条第1項の規定により、同項に規定する非業務執行理事等との間で、

任務を怠ったことによる損害賠償責任を限度とする契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき限定される損害賠償責任額は、同法第113条第1項第2号で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第30条 理事会に議長を置き、議長は理事長をもって充てる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、次の事項に関する決議は、理事総数の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 基本財産の処分
- (3) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (4) 公益事業に関する重要事項の承認

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長、監事及び議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表1及び別表2に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他の財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第41条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

### (基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上同意を得て、評議員会の承認を得、宇陀市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宇陀市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸し付けが行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届けた場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届けるものとする。

### (資産の管理及び保有株式に係る議決権の行使)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。
- 4 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

### (事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始

の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告書

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 収支予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、評議員会の承認を得なければならない。

## 第8章 公益を目的とする事業



第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 日中一時支援事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得て、評議員の承認を得なければならない。

## 第9章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第10章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宇陀市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宇陀市長に届けなければならない。

## 第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人心境荘苑の掲示場に掲示するとともに官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款の規定に基づき、役員を選任を行うものとする。

代表理事	尾崎増太郎
理事	山中久治郎
理事	三谷正一
理事	尾崎利一
理事	今西ユクエ
理事	西村欣一郎
監事	岡坂 沛
監事	井上 司

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成3年11月1日奈良県指令障福第77号)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成5年10月4日奈良県指令障福第77号の3)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成8年7月25日奈良県指令障福第169号)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成9年6月30日奈良県指令障福第142号)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成10年4月1日奈良県指令障福第78号)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成11年7月30日奈良県指令障福第152号)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成12年6月15日奈良県指令障福第132号)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成13年3月30日奈良県指令障福第407号)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成14年6月24日奈良県指令障福第52号の3)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成14年7月31日奈良県指令障福第52号の4)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成16年3月26日奈良県指令障福第52号の8)

附 則

#### 1 施行期日

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成17年5月20日奈良県指令障福第52号の2)

#### 2 評議員の任期の特例

平成17年5月18日付けの定款変更の認可申請に伴い設置した評議員会は、第17条の規定にかかわらず評議員設置当初の評議員の任期に限り、平成18年4月24日までとする。

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成18年5月12日奈良県指令障福第52号の3)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成18年11月28日奈良県指令障福第52号の30)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成19年10月1日奈良県指令障福第52号の15)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成23年8月11日奈良県指令障福第122号の4)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成22年5月6日奈良県指令障福第11952号の4)

附 則

この定款は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成23年12月27日奈良県指令障福第52号の20)

附 則

この定款は、宇陀市長の認可のあった日から施行する。  
(平成25年5月31日宇介福第119号)

附 則

この定款は、宇陀市長の認可のあった日から施行する。  
(平成26年3月33日宇介福第588号)

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。  
(平成29年1月17日宇介福第753号)

附 則

この定款は、宇陀市長の認可のあった日から施行する。  
(令和元年7月25日宇介福第132号)

附 則

この定款は、宇陀市長の認可のあった日から施行する。  
(令和3年8月10日宇介福第168号)

附 則

この定款は、宇陀市長の認可のあった日から施行する。  
(令和5年11月13日宇介第318号)